8月は保険証の定期更新月です

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には、有効期限が「平成30年7月31日」となっている紫色の「後期高齢者医療被保険者証」を、１人に１枚お渡ししています。

７月中に市町村担当課から、**有効期限　平成31年7月31日**と記載された新しい被保険者証**【濃いクリーム色（黄色）】**をお届けします。

平成30年８月１日から平成31年７月31日までの一部負担金の割合（１割又は３割）は、平成29年中の所得に基づき、改めて判定します。

８月１日以降は、古い被保険者証は使えませんので、受診の際は有効期限を確認し、お間違えのないようご注意ください。

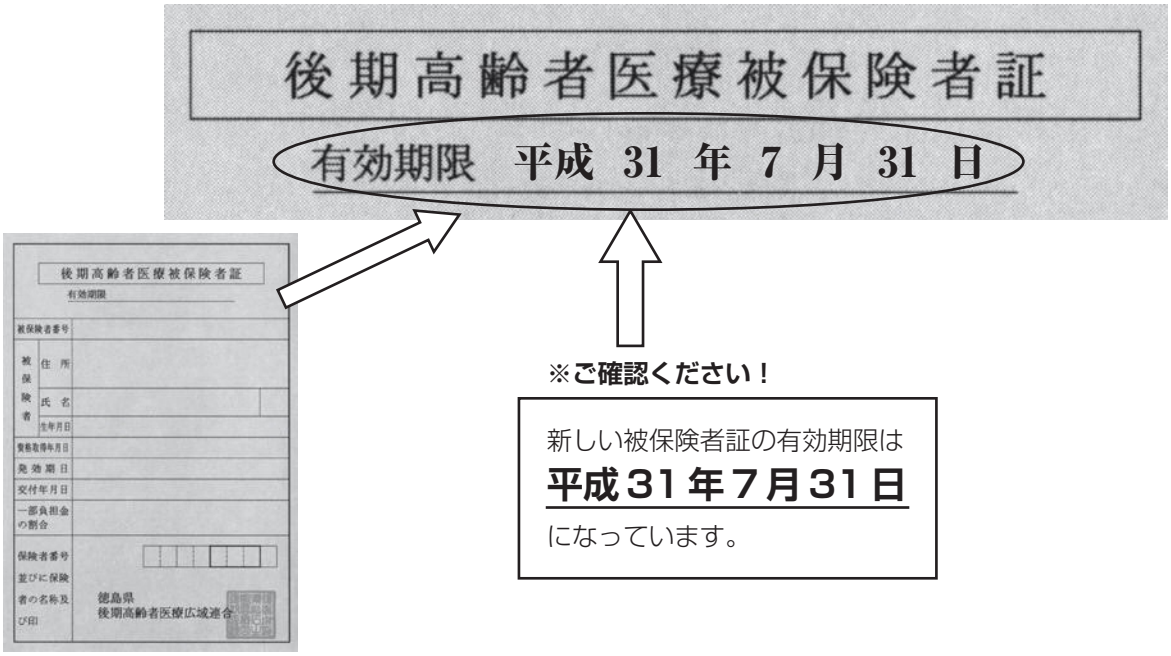

※ご確認ください！

新しい被保険者証の有効期限は
平成31年7月31日
になっています。

※一部負担金の割合の判定方法について※

１割負担となる方
同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満

３割負担となる方		
世帯構成	被保険者が１人の場合	被保険者が２人以上の場合
住民税課税所得	145万円以上	145万円以上の被保険者がいる
総収入の合計額	383万円未満は１割（**要申請**）	520万円未満は１割（**要申請**）
	383万円以上は３割（※）	520万円以上は３割

※70歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療制度の被保険者以外）がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合は１割（**要申請**）

※後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（薄い紫色）をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」は、有効期限が「平成30年７月31日」となっています。

平成29年度の認定証をお持ちの方で平成30年度住民税非課税世帯の方には、７月末までにお住まいの市町村から「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」をお届けいたします。更新申請書の提出は必要ありません。

認定証に記載されている適用区分が「区分Ⅱ」の方で「過去12か月で90日を超える入院」をされた方は、お住まいの市町村担当窓口に申請していただくことで、入院時の食事代がさらに減額されます。